

第119表 泥酔者等の保護取扱状況(態様別)

(単位 人)

区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者	区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者					
総 数	13,222	11,005	2,217	保 護 の 開 始 時 刻	13,222	11,005	2,217					
男	11,020	9,078	1,942	0～4時の間	4,886	4,158	728					
				4～12 "	2,523	2,030	493					
				12～20 "	2,162	1,747	415					
女	2,202	1,927	275	20～0 "	3,651	3,070	581					
居 住 地 関 係	13,222	11,005	2,217	保 護 の 場 所	13,222	11,005	2,217					
東京都居住者	10,332	8,617	1,715	警 察 署	保 護 室	8,410	6,657	1,753				
他府県居住者	2,449	2,034	415						保 護 室 以 外	3,169	2,828	341
住居不詳者	441	354	87						交 番 ・ 駐 在 所	467	415	52
発 見 の 端 緒	13,222	11,005	2,217	警 察 署 以 外	1,176	1,105	71					
警察官の発見	1,816	1,419	397	保 護 の 時 間	13,222	11,005	2,217					
110番等通報	6,781	5,549	1,232	1時間以内	2,842	2,583	259					
家族等の願出	23	14	9	4 "	3,821	3,096	725					
その他	4,602	4,023	579	8 "	4,985	4,045	940					
発 見 の 場 所	13,222	11,005	2,217	12 "	1,345	1,090	255					
屋内	2,997	2,344	653	16 "	187	155	32					
屋外	9,546	8,057	1,489	24 "	42	36	6					
交通機関内	679	604	75	24時間超	-	-	-					

注1 泥酔者とは、警察官職務執行法第3条に基づき保護した人をいう(第120表も同じ。)

2 めいてい者とは、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条に基づき保護した人をいう(第120表も同じ。)

3 保護の開始時刻の表区分において、「0～4時」とは午前0時台から午前3時台を表し、午前4時は含まない。以下同じ。

数値：地域指導課